

申告はお早めに 税の申告が始まります

市・県民税の申告

市・県民税課 ☎963-9144

平成27年度市・県民税(個人住民税)の申告受付を2月16日(月)から3月16日(月)まで、市役所第二庁舎5階会議室B・Cで行います(土曜・日曜日は閉庁です。出張受付は左表をご覧ください)。

- ① 源泉徴収されていない配当所得等があった方
- ② 次の給与所得者
 - ・勤務先から給与支払報告書が越谷市に提出されていない方
 - ・給与以外に所得があり、その合計額が20万円以下の方
- ③ 次の公的年金等所得者
 - ・年金以外に所得があり、その合計額が20万円以下の方
- ④ 年金所得のみで年金の源泉徴収票に記載のない控除を追加される方

市・県民税の申告が必要な方

◆平成27年1月1日現在、越谷市内にお住まいで、確定申告をされない方のうち次のいずれかに該当する方

- ①市・県民税の申告書が届いた方
- ②事業(農業、営業等)を営む方、不動産収入(地代・家賃)、雑所得、市・県民税が

◆市内に住所のない方で、市内に事務所や事業所、または家屋敷のある方

*確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です

◆申告に必要なもの

①源泉徴収票(給与所得・公的)

市・県民税の申告受付

市役所での受付

〈期間〉 2月16日(月)～3月16日(月)、午前9時～午後4時(土曜・日曜日は閉庁です。ご注意ください)

〈場所〉 市役所第二庁舎5階会議室B・C

出張受付

〈期間・場所〉 下表のとおり。
時間はいずれも午前9時30分～午後4時

日程	特設会場
2月2日(月)	新方地区センター・南越谷地区センター
2月3日(火)	増林地区センター・出羽地区センター
2月4日(水)	荻島地区センター
2月5日(木)	北部市民会館
2月6日(金)	
2月9日(月)	川柳地区センター・大相模地区センター
2月10日(火)	蒲生地区センター
2月12日(木)	桜井地区センター
2月13日(金)	大沢地区センター・北越谷地区センター

市・県民税課 ☎963-9144

年金等)または事業主からの支払証明書

②事業所得者・不動産所得者は収支のわかる帳簿等

③国民健康保険税、国民年金、医療費、生命保険、地震保険などの控除を受ける方は控除証明書または支払った額のわかる領収書等

④印鑑

市・県民税申告書の発送について

市・県民税申告書は、該当すると思われる方へ1月下旬に郵送しました。申告が必要となる方で申告書が届かなかった場合は市・県民税課へご連絡ください。また、申告書は郵送でも受け付けます。申告書と一緒に送付した「申告の手引き」に記載の例を掲載していますので、該当欄に記入し、次のものを返信用封筒で郵送してください。

A 年末調整が済んでいる給与所得者は申告書と源泉徴収票

B A以外の方は申告書と前記の「申告に必要なもの」の①③に記載されているもの

◆昨年中に所得がなかった方

市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要な事項を記入して郵送してください。

所得税(国税)の確定申告

市・県民税課 ☎965-8111 (自動音声による案内)

申告会場のイオンレイクタウンでは電話による受付をいたします

平成26年分確定申告

申告時期と納期限

所得税および復興特別所得税・贈与税:3月16日(月)

個人事業者の方の消費税および地方消費税:3月31日(火)

申告会場はイオンレイクタウン

越谷税務署の確定申告(所得税・復興特別所得税・消費税・贈与税)の会場は、イオンレイクタウンkazeの3階「イオンホール」です。

〈開設期間〉 2月12日(木)～3月16日(月)の月曜～金曜日(日曜日は2月22日・3月1日に開設)

*期間中、越谷税務署では確定

送しました。申告が必要となる方で申告書が届かなかった場合は市・県民税課へご連絡ください。また、申告書は郵送でも受け付けます。申告書と一緒に送付した「申告の手引き」に記載の例を掲載していますので、該当欄に記入し、次のものを返信用封筒で郵送してください。

A 年末調整が済んでいる給与所得者は申告書と源泉徴収票

B A以外の方は申告書と前記の「申告に必要なもの」の①③に記載されているもの

◆昨年中に所得がなかった方

市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要な事項を記入して郵送してください。

◆事業専従者のいる事業主の方

事業専従者の方には申告書をお送りしません。事業主の方は自身の申告の際に必ず「事業専従者」の欄に必要な事項を記入してください。また、専従者の給与支払報告書を市・県民税課(本庁舎1階)へご提出ください(郵送可)。

申告をしないと、こんなときに困ります

申告をしないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅入居申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できませんのでご注意ください。期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

市・県民税課 ☎963-9144

国民健康保険税算定のため申告をお願いします

国民健康保険税の算定や高額療養費計算等を行うために、所得の有無に関わらず国民健康保険に加入されている方およびその世帯主の方は、期限内に申告を済ませるようお願いいたします。同一世帯内で当該年度に1人も未申告の方がいると国民健康保険税の軽減判定や高額療養費の所得区分が判定できません。

市・県民税課 ☎963-9146

個人事業税(県税)の申告

市・県民税課 ☎962-2298

越谷県税事務所

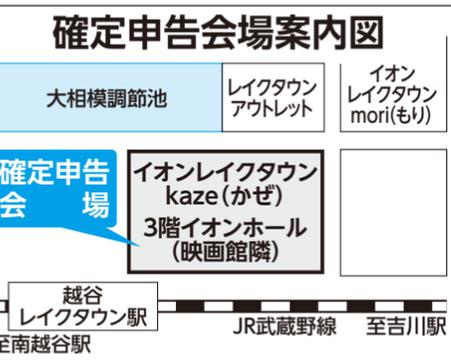
月曜～金曜日、8:30～17:15
土曜・日曜日、祝日は閉庁です

市役所
中央市民会館

個人事業税は、事業を行う個人に対し、その事業の所得金額を標準として課税されるものです。所得税の確定申告が住民税の申告をすれば、事業税の申告は不要です。

事業税についてご不明な点は、県税事務所にお問い合わせください。

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です



申告の申告相談をいたしません

*申告書の作成、パソコンの入力作業は原則、納税者の皆さんにお願ひしています

*事業所得者で青色決算書や収

支内訳書が未作成の方、医療費控除を受ける方で医療費の集計が済んでいない方などは、すぐに申告書の作成(入力)ができません。自宅で済ませてください。

*日曜日は非常に混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります

申告の申告相談をいたしません

*申告書の作成、パソコンの入力作業は原則、納税者の皆さんにお願ひしています

*事業所得者で青色決算書や収

申告書等が作成できます

- ・24時間利用できます
- ・医療費控除や住宅借入金等特別控除などさまざまな入力例(操作マニュアル)が掲載されているので安心です
- ・操作方法等の質問に電話でお答えするヘルプデスクがあります
- ・作成した申告書を印刷して、添付書類とともに税務署に郵送で提出できます

◆年金所得者の申告手続不要制度

一定の要件を満たす場合、確定申告を行う必要がありません

平成23年分以降の各年分での公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告を行う必要はありません(住民税の申告が必要となる場合があります)。

また、所得税の還付を受ける

時・日時・期間 場・会場 内・内容 対・対象・定員 費・参加費・入場料 持・持ち物 申・申込み 問・問合せ